

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の再発出を踏まえた本会の対応について

令和3年1月14日

公益社団法人兵庫県看護協会

1 事業の取扱い

令和2年8月に定めた本会としての基準に基づき計画した事業については、今回の緊急事態措置の内容を踏まえつつ、感染防止対策を徹底した上で、原則として計画どおり実施することとします。

〔本会としての判断基準（抄）〕

① 共通事項

兵庫県から示された、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」を推進

② 本会が主催する行事・研修等

可能な限りWEBを活用

（通信環境が確保できない場合等については、本会会館での受講可能）

③ 本会が主催する会議

WEB会議、メール会議等をさらに推進

④ その他の事業等

感染（拡大）の状況、事業の内容等を踏まえ、実施を判断

2 感染防止対策の徹底

事業等の実施に当たっては、改めて、感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進、具体的には、3密（密閉、密集、密接）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い・手指消毒、体温測定・健康チェック等のほか、環境整備の徹底等、感染防止対策をさらに徹底します。

3 委員会の活動、支部の事業について

本会における上記判断を踏まえ、各委員会・各支部で適切に判断・実施することとします。

本会としては、感染防止対策の徹底を前提に、安全に効果的に事業が実施できるよう、可能な限りの支援を行います。

4 会員施設や県民等への支援の強化

感染の拡大による地域や会員施設の状況を踏まえ、会員施設や県民等に対する支援の取組みを一層強化します。